

## 公益財団法人日本相撲協会

### 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

#### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本相撲協会（以下「本協会」という。）定款第15条及び第33条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

#### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 準年寄とは、年寄名跡取得資格を得た関脇以下の力士で、引退後に理事会の承認を得て力士名のまま年寄として在籍した者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

#### (報酬等の支給)

第3条 本協会は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、(別表1)常勤役員報酬表に基づき、役員報酬を支給する。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ退職慰労金を支給することができる。
- 4 非常勤役員には、(別表2)非常勤役員報酬表に基づき、役員報酬を支給する。
- 5 評議員には、(別表3)評議員報酬表に基づき、評議員報酬を支給する。

(長期欠勤者の報酬)

第4条 病気等により常勤役員が欠勤する場合の報酬の支給は、次のとおり定める。  
病気等により欠勤した月の翌月より任期が満了する月までの間、給与の全額を支給する。

(賞 与)

第5条 常勤役員には、理事会の決議により賞与を支給することができる。  
なお、支給総額は兼務する年寄分を含め1億円を上限とする。

(退職慰労金)

第6条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 前項の退職慰労金は、(別表4)常勤役員退職慰労金表に基づき支給する。  
算定の基礎となる在職期間は、役員に就任した月から退任した月までとし、100円未満は100円に切り上げる。
- 3 常勤役員にして特に本協会に功労のあった者に対しては、個別に、兼務する年寄分を含めて総額2億円を上限に、理事会の決議により、功労金を支給することができる。

(報酬等の支給日及び支給方法等)

第7条 報酬等の支給日、支給方法並びに報酬等より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程(以下「職員賃金規程」という。)に準ずる。

(費 用)

第8条 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法及び支給日は職員賃金規程に準ずる。

(公 表)

第9条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則1

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則2

この規程は、平成26年3月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月28日から施行する。

---

### (別表1) 常勤役員報酬表

<定例報酬>

定例報酬として、次のとおり定める。

なお、年寄を兼務する理事にあつては、年寄としての報酬を含むものとする。

区分	月額
理事	1,498,000円

<勤続手当>

年寄を兼務する理事にあつては、年寄の勤続年数に応じて、次のとおり勤続手当を支給する。ただし、準年寄として在籍した期間は含まない。

勤続年数	月額
満31年以上	20,000円
満26年以上	17,000円
満21年以上	14,000円
満16年以上	11,000円
満11年以上	8,000円
満6年以上	5,000円

<本部勤務手当>

本部勤務の理事には、次のとおり本部勤務手当を支給することができる。

区分	月額
理事長	50,000 円
理事	40,000 円

<年度末手当>

常勤理事には、次のとおり役員年度末手当を支給することができる。

区分	金額
理事長	1,100,000 円
理事	800,000 円

<先発手当>

各地方本場所を担当した理事には、次のとおり先発手当を支給することができる。

区分	金額（1場所）		
	大阪	名古屋	福岡
理事	1,550,000 円	1,550,000 円	1,700,000 円

<巡業参加手当>

巡業に参加した理事には、次のとおり巡業参加手当を支給することができる。

区分	1日あたり
理事	20,000 円

(別表2) 非常勤役員報酬表

	会議出席1回につき
理事及び監事	50,000 円

(別表3) 評議員報酬表

	会議出席1回につき
評議員	50,000 円

**(別表 4) 常勤役員退職慰労金表**

年寄を兼務する理事にあつては、年寄としての退職慰労金を含むものとする。

	1期2年につき
理事長	1,000,000 円
理事	700,000 円